

ネットワーク 長野県史料協

2005年3月を期限とする「市町村合併の特例に関する法律」による市町村合併が推進されつつあります。明治、昭和にそれぞれおこなわれた町村合併のなかで、貴重な歴史的資料が失われてしまったという経過があります。今回の合併ではそのようなことがくり返されないようにしようという思いの方々が集まって、研修会が開催されました。それぞれの地域でどのように歴史的資料を残していくか、熱心な討議が成されました。地域の史料保存活動がより一層進展いたしますように、ご協力をお願いいたします。

市町村合併と史料保存

松本市文書館長 小松芳郎氏

1. 明治、昭和、そして平成の大合併

今回の市町村合併は「平成の大合併」といわれていますが、過去二回大合併があったということは、皆さんご承知のとおりです。ひとつが明治の大合併、もうひとつが昭和の大合併です。三回とも共通することは国が主導していることで、国から合併の促進・推進がなされています。

明治の大合併とは市町村制が交付された明治22年のときの合併です。この合併は全国で7万町村あったのが、22年には1万3千ちょっとの町村になります。だからだいたい五分の一ぐらいに減っているんです。当然長野県域の町村も大きく合併をしています。自分達の出身町村の名前も、近世の村名から、合併を経て近代の名前に変わってきてているわけです。

もうひとつ二回目の大合併が、昭和の大合併です。昭和28年の町村合併促進法による大合併です。この時は、明治の合併で1万ちょっとに減った市町村が、昭和36年には3472市町村になっています。だから3分の1に減ったんですね。明治の大合併で5分の1に減って、昭和の大合併で3分の1になり、平成の合併での國の方針ですと、現在3200近くの市町村がありますが、それをまた3分の1にして1000位にしたいという方針が出ています。120市町村ある長野県は、40くらいになると、それこそ大合併になるわけです。

大きな合併にともなって、特に昭和の大合併のときに市町村の公文書がかなり廃棄されたという反省を踏まえて、昭和の大合併のときにも実は歴史研究者から廃棄を何とか免れて、保存してほしいという動きが出ています。ですが、ただ声明を出しただけで終わって、具体的、実質的な効果がなかったように言われています。

明治の大合併と昭和の大合併という二回の大合併と今回の平成の大合併との一番大きな違いは、昭和と平成の間に昭和62年ですけれども「公文

2002.10.24 於 長野県立歴史館 講堂

書館法」という法律が制定されていることです。最近の全史料協大会とか県ごとの協議会で、公文書館法を生かして公文書をできるだけ保存し活用していきたいと大きく取り上げられています。今回の合併促進法は平成16年度までという時限立法で、先が見えているわけです。ですからここ1、2年が最大の山場でして、色々なところで問題提起がなされてきているわけです。明治や昭和の大合併の処置を教訓にして、今度の平成の大合併のときにはどうしたらいいかということを考えたい。そのためには過去の合併のときにどれだけ廃棄され、どれだけ保存してきたのか、それぞれの自治体でみておいてもいいのではないかと思います。

2. 松本市域の旧役場文書

松本市の場合は15の村と1市がひとつになったのですが、平成元年のときに旧役場、支所、出張所を見てまわりました。なぜかと言うと、市史編纂に使えそうな役場文書がどれ位あるか調べたのです。本郷村には8543冊あった。旧村の役場にどの位公文書が残っているかをみる中で、旧松本市域は非常に少なかった。合併から30年間経った



講演をされる小松松本文書館長

平成元年の段階で、かなりの量の資料が残っていた。ひどい例では土間にそのまま置いてあって、黴でくっついていた。要するに非現用ということで廃棄されていたわけです。今思えば、そのまま手を打たなければ廃棄されていたと思います。多くの庁舎が平成の時代になると改築されて、新しい庁舎になったからです。

島立出張所へいきましたら、もう木造で雨漏りがするような小さな収蔵庫に、紙がはってあり、私は非常に感激しました。なんて書いてあったかといいますと「閲覧後は必ず元に戻すべし」さらに「文書庫へ入庫する前のように整理して保存すること」。この後がいいんですよ。「戸長 村長 支所長 出張所長」と書いてある。明治22年の市町村制以前の戸長役場時代の文書から松本市に合併してからの出張所の文書まで、役場の文書をちゃんとここに残していくきなさいと言う意味です。残す意志があって、残そうとしてきているのです。ただ残すことばかりでなく、見ることまで考えて保存してきていることを思うと、合併してすぐ文書がなくなるということは、そんなにないと言えそうです。公文書を廃棄するかどうかは、そのときの担当者の気持ち次第のところがあります。旧役場文書で残された数が少ないところは、出張所長が廃棄しています。古文書的な和紙を使った文書は残して、それ以外は廃棄しようという判断基準でおこなったのです。問題は合併後の文書は非現用文書になるわけで、保存場所がないと廃棄される可能性が高いといえます。

市史編纂の段階で各支所・出張所にあった役場文書を整理しました。これが歴史資料として重要な公文書であるという意識はありませんでした。市史編纂につかいたい、についてはどの文書も大切だから保存していきたいという意識でした。編纂のときにいいところだけ持っていくて、コピーして市史に使って書いてしまうと、あまりきれいでない役場文書は処分されてしまうことがあります。そのようなことを見てきたので、30年も捨てられず残ってきたんだから、処分するようなことは止めようという意識になりました。公文書館法ができていたからということではなく、全部これは編纂に使えるだろう、使えなくても一点点も捨てずに整理をしたんです。今思えばそのときに評価選別していたんですね、評価できないから100%残すという形での選別です。どういう目的で整理保存をしていくのかというと、「人類の歴史的文化遺産、知的情報資源、社会的、文化的な」目的のために、そして「誰もが科学的に永続的に活用できるため」に保存していくわけです。一度整理してお

けば永続的に残っていくんです、捨てない限りは整理作業を二度とやる必要はない。作業をする人の責任は非常に重い。地区ごとにお願いして整理を進めたんです。出所原則、現秩序保存を大事にして整理をお願いしました。編纂が終わったらどこに保存して、どう活用していくかということも大切です。保存と活用ができる場所、文書館的な施設で保管していくことが大切です。今度の合併に際しましても、これから合併する役場庁舎があれば、文書も残るという可能性が大きい。捨てなければ残っていくのです。置き場所がなかったから処分されていくので、場所を確保していくことが重要です。場所の問題は非常に大きいといえます。役場を壊して新築したところは、文書がほとんど残っていないのが実態です。

3. 長野県内の史料保存活動

長野県史料協ができまして、長野県下の市町村の事例を知ることができますようになりました。本城村、牟礼村、須坂市では様々な取り組みがされています。

歴史資料としての公文書の選別基準がないので、むれ歴史ふれあい館では昭和30年以前の文書は全部残す、それ以後のものは基準に合わせて廃棄する形をとっています。昭和の大合併前の公文書はとにかく残しておくことが大切ではないでしょうか。整理した文書の台帳を作ることで、一番喜んだのは行政職員です。過去にさかのぼって、この時期のこのような文書があるかとよく聞かれます。一番困るのは、これについて関係する書類があるかないか聞かれるんですよ。ないと答えると、私が知りたいこういう書類は作成されたはずなのに、なぜないのかと問われるのです。利用される立場の方からいうと当然そういう発想になります。このように問われると文書館としては困るんです。たぶん処分されたのだと思いますと言っても、納得されない。都道府県立の文書館と違って、市町村の機関は利用者に非常に近いです。近いと言うことはつねに生の声が届く。なぜないのかと問われたとき、捨てましたとは言いがたい部分がある。捨てたとすると、何で俺たちのものを捨てたのかと言ってもいいんですよね。文書のあるないについても、アカンタビリティー、説明責任が問われるわけです。なぜ残したか、なぜ残してこなかったのかということも、これからは問われていくのだと思います。

昭和の大合併では、場所がある程度確保されると文書が残ってきた。そして地域に残すという意志によって文書が残ってきたと思います。

4. 全国の史料保存活動

つぎに全国の最近の動きを、とくに全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）、全国の都道府県の文書館、博物館や一部ですが図書館、市町村誌、自治体誌編纂機関などが集まっているのですが、平成13年の長野でおこなわれた全国大会の総会で保存の要望が可決されたんです。そして、13年の11月28日に片山虎之助総務大臣宛て、つまり国に対して全史料協の会長名で「市町村合併時における公文書等の保存について」という要請を出しました。その内容は、市町村合併のときに、公文書等の散逸や安易な廃棄を危惧している。公文書館法に、公文書の保存は地方自治体の責務という文言がありますから、公文書等の引継ぎの指導をし、市町村の公文書をちゃんとしてください、と合併をすすめている国にお願いしたんです。その結果、平成14年2月18日に総務省自治行政局市町村課長の名前で、国から各都道府県市町村合併担当部長あてに「市町村合併時における公文書等の保存について」の要請がされました。各都道府県に対して「各都道府県の市町村合併担当者においては要請の趣旨に基づき、適正なる助言をしていただき、あわせて管内の市町村に対してその趣旨を周知していただくようお願いいたします」と、全史料協の要請文を添えて出されています。この結果、長野県の責務として120市町村にこれを周知徹底しなければいけないということになります。周知したかしないか県の責任が問われます。県から出したら、今度は市町村の責任が問われるということになる訳です。市町村での内容の要請を見なかったら、県の責任が問われます。たった一枚の要請書だけですが、これを使う使わないかの判断は職員の私たち次第なのです。市町村の職員が知らないても、住民が知っていれば要求できるわけです。積極的に使えると思うのです。また、これをうけて14年6月1日に地方史研究



講演会のようす

協議会が声明を出しました。「市町村合併時の公文書等の保存を求めて（声明）」を全史料協や国の要請を受けて出したのです。「合併をする組織、例えば市町村合併協議会などは十分に合併時の公文書の引継ぎを監督・指導する体制を作り、専門家の助言で、そこに専門的知識を有する職員を配置すること」という声明です。この声明も研究者団体のものではありますが、保存のひとつめの励みになるのではないかと思います。

これを受けて全史料協の資料保存委員会で14年7月9日に「市町村合併時における公文書等の保存についての調査（ご依頼）」という通知を3200自治体全部に出しました。皆さん方の市町村にもいっていると思うんですが、総務省の通達を同封しました。葉書を入れてアンケートを回収したのですが、総務省からの通達についての長野県の回答は、知っているが42自治体、知らないが28自治体で、知っているのほうが多いかったです。全国的には6割の自治体が知っていました。資料保存委員会事務局の松本市文書館がまとめたアンケート結果ですが、合併時に公文書を捨てたということは少なかったのです。

5. 市町村合併を史料保存のチャンスに

一時的な合併で文書が廃棄されるのではなく、継続的に文書が廃棄されています。合併前の旧役場文書等は永年保存されたりしているのですが、むしろ現在作られている文書の方が捨てられていることがわかりました。文書管理規定は文書保存をどのようにおこなうか、それによってそれぞれの文書の廃棄と保存を規定しています。合併があろうとなかろうと、文書管理規定に定められた保存年限によって廃棄していくことは事実です。つまり規定は非常に重いといえるのです。文書管理規定のなかに何を残して、何を捨てるかを明確にしていかないと、いけないのでしょうか。

松本の場合、旧役場文書は市史編纂に使用しなかつたら、旧庁舎が壊されたときに、一緒に廃棄されていたと思います。市町村誌編さんは史料保存の防波堤になりうるのです。問題は自治体史編纂に使用された後、どこに置くかという場所の問題です。文書基本法とか記録管理法という法律を現在制定していくという動きがあります。保存しておかなければならぬ公文書を勝手に処分すると罰せられるというような法律も、これからできるのではないかでしょうか。

公文書館法を背景にして保存していく場所と制度がきちんと整備されれば、市町村合併は史料保存のチャンスになると思います。（文責 事務局）

飯島陣屋古文書クラブ

飯島町歴史民俗資料館(飯島町)

飯島町では、昭和61年度から平成8年度に『飯島町誌』が編纂された。この事業の中で、個人や団体などが所有する古文書の調査が実施され、目録が作成された。目録作成後、一部歴史民俗資料館へ寄託されたもの以外は、コピー（電子複写）をとつて所蔵者へ返却された。こうして、現在、寄託史料と複写史料が公的に利用できる。

ただ、町内の古文書すべてが把握できたわけではない。所蔵者が私文書と考えたものは借用できないことがあります。また編纂に不必要とみなされてコピーされていない史料がある。したがって完璧とはいえないが、一応は町内に残る大半の古文書の所在は目録によって検索できる。

平成10年度、歴史民俗資料館では、「古文書クラブ」を立ち上げた。一般市民が古文書に親しみ、読む楽しさを味わう場であると同時に、史料保存活動や、将来史料の活字化などにあたるスタッフの養成機関とも考えている。「講座」でなく「クラブ」としたのも、「受講生」でなく「クラブの一員」の意識をもって皆で学び合うからである。

古文書クラブは、15人が月1回の勉強会を継続

している。加えて、平成14年9月には、歴史民俗資料館に寄託されている史料の一部の虫干しをおこなった。薰蒸ではなく、実際に手にとり目でみて確かめ、はがれた継ぎ目や付箋は小麦粉を煮た糊で補修することで、行政だけでなく、皆で地域史料を守っていこうとの気持ちを強くした。虫干しは、来年度以降も年1回のペースで実施する。



古文書の虫干し作業 (2002.9)

飯田市誌編さん事業を地域史研究事業へ

地域史研究事業準備室(飯田市)

飯田市では「自治と個性的な文化を育む人づくり」を目標に市誌の編さんに取り組んできました。しかし市の基本計画の見直しの一環として市誌編さん事業も見直すこととなりました。その中で市民（公募）と専門の学者の方々で構成される市誌編さん事業有識者会議に理念等事業の基本的方向性について検討していただきました。その答申に基づいて市内部で検討・調整をし、昨年10月1日から市誌編さん事業を「地域史研究事業」と改め、市誌編さん室が地域史研究事業準備室となりました。

この事業は単に冊子の刊行をするだけでなく「歴史や文化の科学的な調査研究とその成果の市民への還元」を基本理念に、市の恒久的文化事業として専門研究者の協力を得て、市民及び地元研究者と協働して推進します。こうした活動の中で地域の研究能力の向上に資するシステムの形成を図り、地域や地域の人々の活力が高まるよう努めます。

既存施設の美術博物館、図書館と新たに設置する歴史研究所をプラネット施設として、その中心

にこれらの総合調整機能を持つコア・センターを設置し、各施設が連携しながら事業を展開する体制を整える計画です。

新設される歴史研究所では次の役割を担います。

- 1 地域史研究事業のプラネット施設相互の連携・共同について中心的な役割を果たす。
- 2 歴史研究所に任期付研究員及び調査研究員を採用し、主に以下の活動を行う。

- ①史料調査、音声映像記録調査、歴史的景観・建築物等の調査。
- ②基礎研究、基礎共同研究等諸活動を展開する上で基礎となる研究活動。
- ③小中学校、高校生、市民向けの教材を作成。
- ④市民向けの研究会、公開講座等の開催。
- ⑤大学レベルの専門教育を実施、公開する。
- ⑥市誌編さん活動を永続的に取り組む。
- ⑦市制七十周年を記念する出版などを企画。

飲み水の歴史研究と上田市水道資料館 上田近現代史研究会 新津新生

上田小県近現代史研究会では、1999年以後3年間、環境問題との関連で、農業用水(堰とため池)や千曲川など、水と人間との関係を取り上げたブックレットを発行してきた。今回は水シリーズ最終回として、飲み水を取り上げた。

上田市は飲み水に泣いた歴史をもつ町で、上田町が上田市に格上げしたのも、水道事業に国・県の補助金を申請する要件を満たすためであった。水道敷設事業の予算は85万円、上田市の当時の年間予算が17~18万円の時代の事業であった。このとき築造された浄水場はいまだに健在で、当時の緩速ろ過方式で浄水作業が進められている。

緩速ろ過方式とは、1日約5mという速度

でろ過される方式で、緩速ろ過池の砂の表面にできる粘質の膜に生息する藻類や細菌、その下数cmの砂層に存在する細菌類による浄化力によって浄水する方法である。法律の定めがなければ、塩素消毒も必要としない。急速ろ過は1日120~150mのスピードである。上田市水道局は緩速ろ過を誇りとしているが、この上田市浄水管理センターの一隅に水道資料館がある。今回のブックレット第9号『飲み水を求めた人々のあゆみ』もこの資料館から、多くの資料を利用させていただいた。そこで、この資料館について簡単に紹介する。

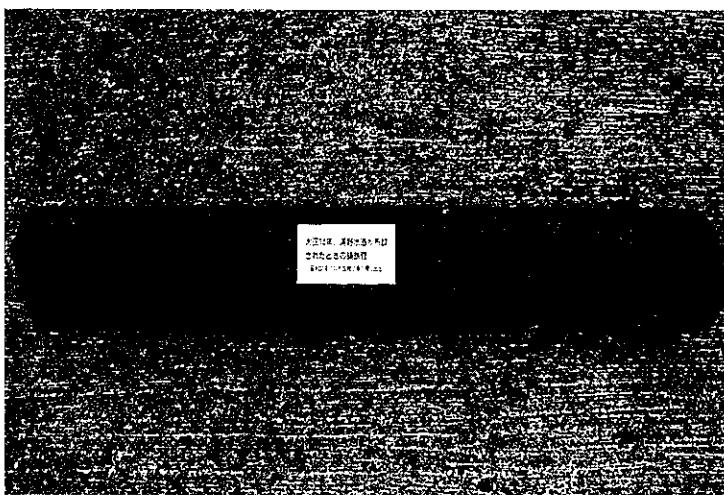
内部に入ると、壁面には水道年表、水道敷設の時代別分布図、浄水場建設時のたくさんの写真パネルなどが貼られている。年表によって、上田市の



上田市水道資料館

水道事業の沿革が簡単にわかる。また、水道敷設の時代別分布図によって、大正期の簡易水道以後逐次水道敷設が拡大してゆく様子もわかる。写真パネルは水道工事の様子をリアルに伝えている。文献としては、上水道を敷設した大正14年に刊行された『上田市上水道誌』から始まって、『上田市水道誌』50年の歩み、『上田市水道誌』七十年の歩みの三冊が展示されている。また、水道工事の写真アルバムもある。『上田市上水道誌』には貴重な写真が10点グラビアに掲載されていて、私たちのブックレットの表紙にも利用させていただいた。

文献史料以外の展示物にも貴重なものがある。たとえば、水道管関係。木管時代の水道管、浦野水道の鋳鉄水道管、神科地区で第二次大戦後使用された石綿管、今日のダクタイル鋳鉄管。その水道本管の内部を水圧で掃除するポリビック。また、鋳鉄管の接合に使用する印籠継ぎ手用工具は創設当時のもので、かなり歴史を感じさせる。断水をしないで、本管から給水管を取り出すために孔をあける穿孔機もある。水道管に一時的ではあれ、石綿が使用されていたことも驚きである。これらの展示物は、小学校の教材として活用されているという。さらに、浄水池そのものがすでに80余年の歴史を経て、歴史資料になっている。



大正時代につかわれた鉄の水道管(上田市水道資料館蔵)

市町村合併と史料保存－越県合併する木曽山口村の場合－ 南木曽町博物館(南木曽町)



山口村役場

木曽郡山口村は、岐阜県中津川市と平成16年10月の越県合併を目指して、現在合併協議会を立ち上げて鋭意活動中である。山口村の担当者に合併後の役場文書の取り扱いについてお聞きした所、詰めなければいけない問題(何千項目もあるとのこと)が山積していて、とてもそこまでは話し合っていないとの事であった。ただ昨年の総務省からの通達はよく承知していて、いずれは詰めなくてはならない問題であるとの事であった。

中津川市は昭和30年前後の昭和の大合併の時に、周辺の坂本・落合・阿木等の村々を吸収合併し、同33年には長野県神坂村湯船沢地区を越県合併して今日の規模になっている。この時残された神坂村馬籠地区は旧山口村と合併して現在の山口村を形成した。その際、神坂村役場文書は、役場が湯船沢地区にあったため、その大部分は中津川市に受け継がれ、山口村役場には神坂村の文書はほとんど移管されていないという。

そこで湯船沢地区の旧役場文書が、現在どう

なっているかを中津川市の関係者にお聞きした所、土地や税金等に関する帳簿類は中津川市役所本庁に引き上げ、それ以外は神坂支所の土蔵に保管されていたが、昭和51年支所が移転する際、重要書類以外はほとんど廃棄処分し、現在はごく僅かがコミュニティセンターと名前が変わった出先機関に残っているという事であった。

中津川市市誌編纂室の話によると、旧町村文書はそれぞれの支所に保管されているものがすべてで、それも調査が終わると編纂室から支所へ返却するため、手元はないとの事であった。市役所にも古い文書はあるが、中津川市の中核地区である旧中津町関係のものとの事であった。



中津川市役所

2年先には越県合併という全国的にもまれな大事業を控えている山口村に、役場文書の保存について質問することは酷だったかもしれないが、合併しなければ伝承されたかもしれない文書類が合併によって滅失してしまうだけは避けなければならないのである。なお、山口村役場担当者によれば、山口村関係文書はこのまま支所となる役場建物に保管される確率が高いとのことであった。

昭和の大合併から半世紀を経た今、文書保管に対する数々の失敗という貴重な経験を積んで来た我々は、二度と先人の轍を踏んではならない。合併事務の大変さはわかるが、文書のキチンとした保管こそが第一に成さなければならない重要な事務であることをここで確認しておきたい。それをしなければ、合併市町村のアイデンティティーは、短期日の内に歴史上から消え去ってしまうからである。



神坂コミュニティーセンター

真田宝物館所蔵の真田家文書

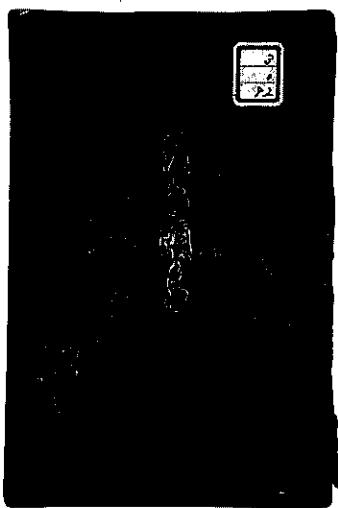
真田宝物館は、近世大名・真田家に伝來した大名道具などを中心に収藏・展示する施設である。真田家というひとつの家が数百年にわたって蓄積してきたモノであり、こうした意味からすると、極めて特異な施設であり収藏品群といえる。

さて、真田家に伝來した古文書も真田宝物館にも収藏されている。ただし、多くの部分は国文学研究資料館史料館（国立史料館）の収藏品となっている。真田宝物館に残された古文書類は1万点とも3万点とも言われている。ただし国立史料館の真田家文書と真田宝物館の真田家文書との間に明確な違いがあるわけではない。

そもそも真田家文書については、すでに明治時代には整理の手が入っている。具体的な整理状況が把握できるものとして、明治13年の整理があげられる。この年の六月、埴科郡役所から旧幕府関係資料の提出を求められた真田家では、これが存在しない旨伝えている。同じ年の9月、今度は「民事方書類取調」が行われるようになり、真田家では伝来の旧藩政文書の中にある「旧民事方諸帳簿」や「民事方日記」を抜き出す作業に入った。作業にあたったのは旧藩時代の少参事であった矢野唯見を中心とした3人である。10月半ばには日記類の調べが済み、酒が振舞われている。

その後、大正7年には真田家伝来の大名道具の整理がなされる。この時期多くの旧大名家では伝来品の整理がなされる。真田家ではこの時、旧来から伝わる伝来品の一点一点を書き記した道具帳が、新たに任命された整理担当者に引き継がれた。この道具帳のなかには『旧御藩御日記其外書

真田宝物館(長野市)

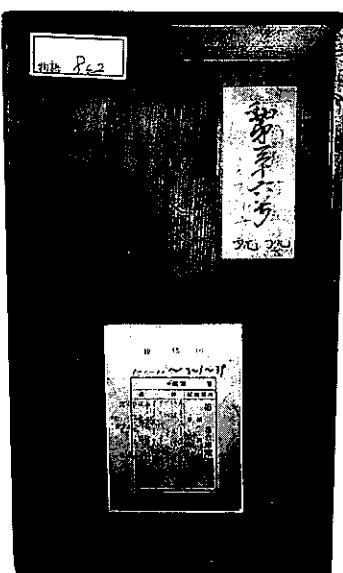


「桐印」とあり、10代藩主夫人所用とわかる。

類入記』というものがあった。これはおそらくは明治13年の整理の段階で作られた文書群に関する台帳であろうと思われる。真田家文書の近代における整理のベースとなる台帳である。大正年間における伝来文書の整理について特筆すべきは、徵古史料としての古文書を除くと、①筆筒の中に所在する多数の書類と、②民生上累年の書留帳簿類とにわけて整理がなされているということである。②については、今まで見てきたような日記類がその中心となる。そして①については、おそらくは真田宝物館に現存する古文書類に比定できる要素がある。この点については詳細は省くが、おそらくは国立史料館の史料群は大正時代の整理において②と分類されたものが多く、真田宝物館には①の要素のものが残されたと考えられる。

近代以降に郡役場などから伝来文書についての問い合わせがあったことをすでに述べたが、こうした求めに応じて日記などを提出した可能性もある。たとえば『御側御納戸日記』という藩主の日常の行動や書簡のやり取りなどを細かく記した日記がある。この日記で興味深いのは、長野県庁文書（県立歴史館蔵）のなかに一点おさめられているということである。偶然に残されたものではなく、おそらくは意図的に県庁文書に移されたのだと思われるのである。

近世文書は、歴史の転換期となる近代に様々な人たちで整理されたものと思われる。このなかにあって、真田家文書のような大名家文書は当時の為政者にとって重要な史料群と認識され、時によって整理されたと言うことができよう。



収納箱と整理ラベル

お知らせ

平成15年度の事業計画については5月の総会でお知らせしますが、今から予定しておいてぜひご参加ください。

◇平成15年度長野県史料協総会

5月9日（金） 松本市歴史の里

◇平成15年度長野県立歴史館文献史料保存活用講習会

10月23日（木） 長野県立歴史館

事務局 長野県立歴史館 文献史料課

長野県更埴市屋代清水260-6

電話 026-274-2000

Fax 026-274-3996

<第3号の内容>

- ・市町村合併と史料保存
- ・史料保存活用の動向 県内4地区から
- ・史料保存のコツ 中性紙の箱や袋

届けよう 史料を未来へ！
広げよう 史料保存の輪！

史料保存のコツ3

中性紙の箱や袋で保存しましょう。

★ 歴史的な資料は長い年月を経て、今まで保存されてきました。古文書や公文書等はいろいろな原因でいたんでしまいます。どのような原因が考えられるでしょうか。

- ① 温度・湿度……急激な温湿度の変化は、紙にとって大敵です。雨漏りの水に文書が浸ってしまうとカビが生えたり、紙がくっついて、開かなくなったりします。
- ② 紫外線……日向に置かれたままの新聞紙が、茶色に変色して、ボロボロになった姿を見たことがあるでしょう。太陽光や蛍光灯は紫外線を発していて、紙を変色させ、脆くします。
- ③ ちり・ほこり……汚れて文字が見えなくなることは勿論ですが、虫やカビを繁殖させ、酸性劣化をすすめる原因になります。
- ④ 不適切な取り扱い……資料を利用しているときにも、気をつけなければならないことがあります。



講習会で保存箱をつくっているようす

指をなめてページをめくったり、ボールペンなどを使用していて、うっかり書いてしまったということも気をつけたいものです。コピーは強い光を紙にあてたり、文書を強く押し付けたりするので文書を傷める可能性があります。

歴史的な資料を傷めるさまざまな原因から、古文書や公文書等を守るために中性紙の箱や袋などの容器に入れます。市販のダンボールや茶封筒では酸性の可能性がありますので、できるだけ中性の紙を使って、史料の保存環境をよくしたいものです。

